

平成25年9月13日
復興庁

認定復興推進計画の変更認定について

平成25年9月3日付けで、岩手県から申請があった認定復興推進計画（岩手第8号）の変更について、9月13日に認定します。概要は下記のとおりです。

記

● 認定復興推進計画の変更（建築基準法の特例）

【変更の概要】

震災により建替えが必要となった公共施設、店舗、工場等に代わる岩手県内の応急仮設建築物（198件）を特例の対象に追加し、必要な建築物を再建するまでの間、存続期間を延長することにより、生活に必要なサービス等の機能を確保して地域の復興に寄与させるもの。

【追加に係る応急仮設建築物の所在市町村】

宮古市、大船渡市、久慈市、遠野市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町及び岩泉町

認定を受けた変更復興推進計画については、復興庁ウェブサイト（<http://www.reconstruction.go.jp/>）に掲載する予定です。

本件連絡先：

復興庁

復興特区班 前島、土手、佐々木

TEL：03-5545-7365

岩手復興局 村田、五戸、今

TEL：019-654-6607